

令和 6 年 3 月 27 日

【照会先】政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室 長 田中 伸彦

室長補佐 野々部 恵美子

賃金第一係

(代表電話) 03(5253)1111(内線 7656, 7634)

(直通電話) 03(3595)3147

令和 5 年賃金構造基本統計調査の概況

目 次	
調査の概要	1 頁
利用上の注意	3 頁
主な用語の定義	4 頁
結果の概要	
1 一般労働者の賃金	
(1) 賃金の推移	6 頁
(2) 性別にみた賃金	7 頁
(3) 学歴別にみた賃金	8 頁
(4) 企業規模別にみた賃金	9 頁
(5) 産業別にみた賃金	10 頁
(6) 雇用形態別にみた賃金	12 頁
(7) 役職別にみた賃金	14 頁
(8) 在留資格区分別にみた賃金	14 頁
(9) 新規学卒者の学歴別にみた賃金	15 頁
(10) 都道府県別にみた賃金	15 頁
2 短時間労働者の賃金	
(1) 性別にみた賃金	16 頁
(2) 企業規模別にみた賃金	17 頁
(3) 産業別にみた賃金	17 頁
統計表	18 頁

令和 5 年賃金構造基本統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載しています。

アドレス (https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_a.html)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものである。

2 調査の範囲

(1) 地域

日本全国（ただし、一部島しょ部を除く。）

(2) 産業

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく 16 大産業〔「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）〕

(3) 事業所

事業所母集団データベース（令和 2 年次フレーム）の事業所を母集団として、上記(2)に掲げる産業に属し、5 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（5～9 人の事業所については企業規模が 5～9 人の事業所に限る。）及び 10 人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から、都道府県、産業及び事業所規模別に無作為抽出した 78,623 事業所を客体とした。

3 調査事項

事業所の属性及び雇用形態別労働者数、企業全体の常用労働者数、労働者の性、雇用形態、就業形態、最終学歴、新規学卒者への該当性、年齢、勤続年数、役職、職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、令和 4 年 1 月から令和 4 年 12 月までの 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額、在留資格

4 調査の時期

令和 5 年 6 月分の賃金等（賞与、期末手当等特別給与額については令和 4 年 1 月から令和 4 年 12 月までの 1 年間）について、令和 5 年 7 月に調査を行った。

5 調査の方法

調査票の配布は、複数の調査事業所を有し、これらの事業所の報告を一括して行うことを厚生労働大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）にあっては厚生労働省が業務を委託する民間事業者（以下「民間事業者」という。）から、一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所（以下「一括調査企業以外の事業所」という。）にあっては厚生労働省から、それぞれ郵送することにより行った。

調査票の回収は、（ア）記入済みの調査票を郵送する方式、（イ）インターネットを利用したオンライン報告方式、（ウ）調査票の様式により記入した光ディスクを郵送する方式のうちいずれかの方法により、以下のとおり回収した。

(1) 一括調査企業

(ア) 及び (ウ) については民間事業者が、(イ) については厚生労働省が回収した。

(2) 一括調査企業以外の事業所

(ア) 及び (ウ) については都道府県労働局又は労働基準監督署が郵送により回収した。

ただし、一部の事業所については、都道府県労働局若しくは労働基準監督署の職員又は統計調査員が訪問し、回収した。(イ) については厚生労働省が回収した。

6 集計・推計方法

都道府県、産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した労働者数の加重平均により賃金等を算出した。

7 調査系統

(1) 一括調査企業

(ア) 調査票の配布

厚生労働省 — 民間事業者 — 報告者

(イ) 調査票の回収

(オンライン調査以外)

厚生労働省 — 民間事業者 — 報告者

(オンライン調査)

厚生労働省 — 報告者

(2) 一括調査企業以外の事業所

(ア) 調査票の配布

厚生労働省 — 報告者

(イ) 調査票の回収

(オンライン調査以外)

厚生労働省 — 都道府県労働局 — (労働基準監督署) — (調査員・職員) — 報告者

(オンライン調査)

厚生労働省 — 報告者

8 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

調査対象数：78,623 事業所 有効回答数：55,490 事業所 有効回答率：70.6%

なお、本概況では、有効回答を得た55,490事業所のうち、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（48,651事業所）について集計した。

利用上の注意

- 1 本概況に用いている「賃金」は、令和5年6月分として支払われた所定内給与額の平均をいう。
- 2 賃金カーブとは、年齢（階級）とともに変化する賃金の状況をグラフで表したものをいう。
- 3 年齢階級別の図の線上の●印は賃金のピークを示す。
- 4 統計表に用いている符号等
「＊」は、調査回答数が少ない等、利用に際し注意を要する場合を示す。
「…」は、計数を表章することが不適当な場合を示す。
「－」は、該当する数値がない場合を示す。
- 5 本概況では、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所について、次の要件を満たす常用労働者を集計している。
 - (1) 調査対象期日の令和5年6月30日（給与締切日の定めがある場合には、6月における最終給与締切日）現在において、年齢が満15歳以上のもの。
 - (2) 令和5年6月分の給与の算定期間（例えば、毎月25日が給与締切日であれば、5月26日～6月25日の期間、給与締切日がない場合は、6月1日～6月30日の期間）中に、実労働日数が18日以上であって、1日当たりの所定内実労働時間数が5時間以上のもの（ただし、短時間労働者については、1日以上であって、1日当たり1時間以上9時間未満のもの。）。
 - (3) 令和5年6月分の所定内給与額が50.0千円以上のもの（ただし、短時間労働者については、1時間当たり所定内給与額が400円以上のもの。）。

主な用語の定義

「常用労働者」

次のいずれかに該当する労働者をいう。

- (1) 期間を定めずに雇われている労働者
- (2) 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者

「賃金」

本概況に用いている「賃金」は、調査実施年6月分の所定内給与額の平均をいう。

「所定内給与額」とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

「1時間当たり賃金」

短時間労働者について、労働者ごとに賃金を所定内実労働時間数で除したものを平均した額をいう。

「企業規模」

調査労働者の属する企業の全常用労働者数の規模をいい、本概況では、常用労働者1,000人以上を「大企業」、100～999人を「中企業」、10～99人を「小企業」に区分している。

「就業形態」

常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分している。

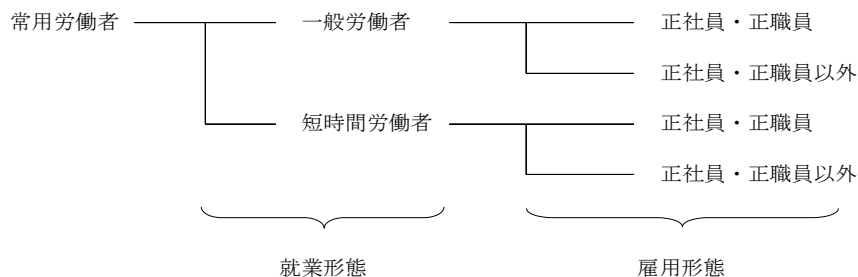
「一般労働者」とは、「短時間労働者」に該当しない通常の所定労働時間・日数の労働者をいう。

「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「雇用形態」

常用労働者を「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」に区分している。

「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正職員以外」とは、正社員・正職員に該当しない者をいう。



「年齢」

調査対象期日現在の満年齢の平均をいう。

「勤続年数」

労働者がその企業に雇い入れられてから調査対象期日までに勤続した年数の平均をいう。

「役職」

一般労働者のうち、雇用期間の定めのない者について、役職者を「部長級」、「課長級」、「係長級」等の階級に区分し、役職者以外の者を「非役職者」としている。

「在留資格区分」

常用労働者のうち外国人労働者について、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格に基づき、以下のとおり区分している。ただし、特別永住者及び外交又は公用の在留資格をもって在留する者を除く。

在留資格区分	含まれる在留資格
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能
特定技能	特定技能1号、特定技能2号
身分に基づくもの	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
技能実習	技能実習
留学（資格外活動）	留学
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	文化活動、短期滞在、研修、家族滞在、特定活動

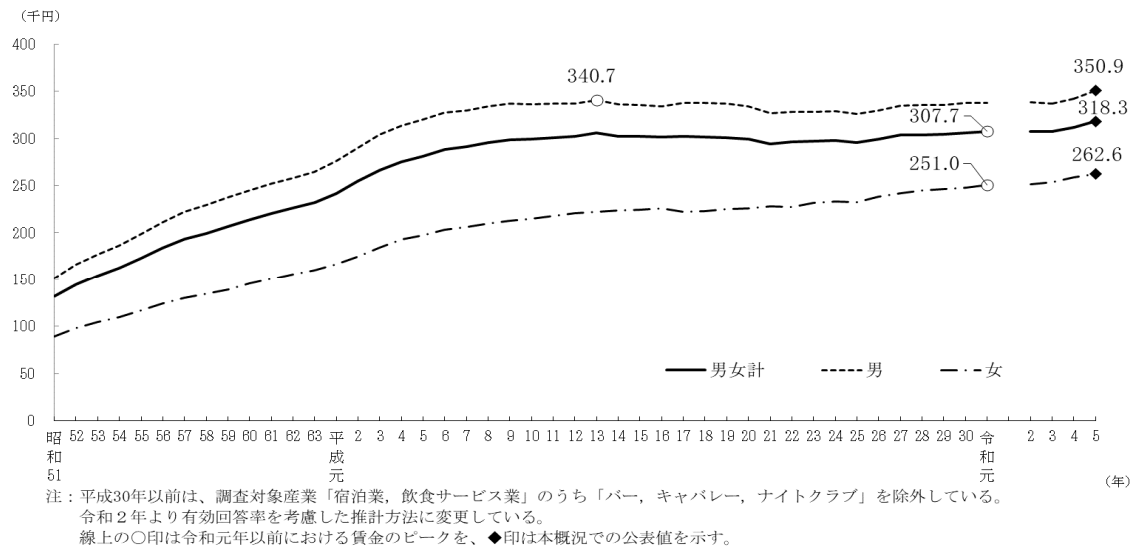
結果の概要

1 一般労働者の賃金

(1) 賃金の推移

賃金は、男女計 318.3 千円、男性 350.9 千円、女性 262.6 千円となっている。
男女間賃金格差（男＝100）は、74.8 となっている。（第 1 図、第 1 表）

第 1 図 性別賃金の推移



第 1 表 性別賃金、対前年増減率及び男女間賃金格差、対前年差の推移

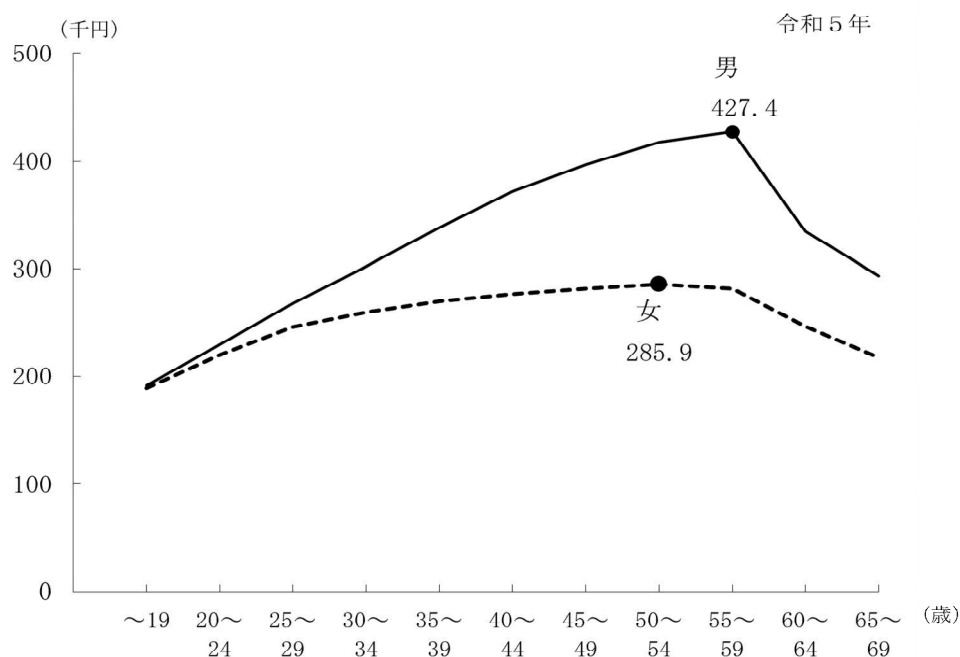
年 ¹⁾	男女計		男		女		男女間賃金格差 (男=100)	
	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	対前年差 ²⁾ (ポイント)	
平成 13 (2001) 年	305.8	1.2	340.7	1.2	222.4	0.8	65.3	-0.2
14 (2002)	302.6	-1.0	336.2	-1.3	223.6	0.5	66.5	1.2
15 (2003)	302.1	-0.2	335.5	-0.2	224.2	0.3	66.8	0.3
16 (2004)	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	0.6	67.6	0.8
17 (2005)	302.0	0.1	337.8	1.2	222.5	-1.4	65.9	-1.7
18 (2006)	301.8	-0.1	337.7	0.0	222.6	0.0	65.9	0.0
19 (2007)	301.1	-0.2	336.7	-0.3	225.2	1.2	66.9	1.0
20 (2008)	299.1	-0.7	333.7	-0.9	226.1	0.4	67.8	0.9
21 (2009)	294.5	-1.5	326.8	-2.1	228.0	0.8	69.8	2.0
22 (2010)	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	-0.2	69.3	-0.5
23 (2011)	296.8	0.2	328.3	0.0	231.9	1.9	70.6	1.3
24 (2012)	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	0.5	70.9	0.3
25 (2013)	295.7	-0.7	326.0	-0.9	232.6	-0.2	71.3	0.4
26 (2014)	299.6	1.3	329.6	1.1	238.0	2.3	72.2	0.9
27 (2015)	304.0	1.5	335.1	1.7	242.0	1.7	72.2	0.0
28 (2016)	304.0	0.0	335.2	0.0	244.6	1.1	73.0	0.8
29 (2017)	304.3	0.1	335.5	0.1	246.1	0.6	73.4	0.4
30 (2018)	306.2	0.6	337.6	0.6	247.5	0.6	73.3	-0.1
令和 元 (2019)	307.7	0.5	338.0	0.1	251.0	1.4	74.3	1.0
※令和 元 (2019) 年 ²⁾	306.0	...	336.1	...	249.8	...	74.3	...
2 ²⁾ (2020)	307.7	0.6	338.8	0.8	251.8	0.8	74.3	0.0
3 (2021)	307.4	-0.1	337.2	-0.5	253.6	0.7	75.2	0.9
4 (2022)	311.8	1.4	342.0	1.4	258.9	2.1	75.7	0.5
5 (2023)	318.3	2.1	350.9	2.6	262.6	1.4	74.8	-0.9

注： 1) 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
2) 令和2年より有効回答率を考慮した推計方法に変更しているため、令和2年の対前年増減率及び対前年差(ポイント)は、同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。
「※令和元(2019)年²⁾」は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

(2) 性別にみた賃金

男女別に賃金カーブをみると、男性では、年齢階級が高くなるにつれて賃金も高く、55～59歳で427.4千円（20～24歳の賃金を100とすると186.4）と賃金がピークとなり、その後下降している。女性は、50～54歳の285.9千円（同130.2）がピークとなっているが、男性に比べ賃金の上昇が緩やかとなっている。（第2図、第2表）

第2図 性、年齢階級別賃金



第2表 性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び年齢階級間賃金格差

年齢階級	男女計			男			女		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)
年齢計 ¹⁾	318.3	2.1	141.7	350.9	2.6	153.0	262.6	1.4	119.6
～19歳	190.0	3.1	84.6	191.1	1.8	83.3	188.4	5.6	85.8
20～24	224.6	2.8	100.0	229.3	4.0	100.0	219.6	1.5	100.0
25～29	258.3	2.8	115.0	267.8	3.3	116.8	245.8	2.1	111.9
30～34	286.0	1.8	127.3	302.1	1.7	131.7	259.6	2.2	118.2
35～39	314.8	0.7	140.2	337.9	0.6	147.4	270.1	0.7	123.0
40～44	338.8	1.5	150.8	371.8	2.3	162.1	276.8	0.4	126.0
45～49	355.7	1.9	158.4	396.9	2.3	173.1	281.7	1.1	128.3
50～54	371.1	1.8	165.2	417.7	1.7	182.2	285.9	2.4	130.2
55～59	376.4	1.7	167.6	427.4	2.6	186.4	281.7	0.6	128.3
60～64	305.9	3.5	136.2	334.2	3.9	145.7	246.6	3.9	112.3
65～69	269.8	4.7	120.1	293.3	6.8	127.9	217.1	0.4	98.9
年齢 (歳)	43.9			44.6			42.6		
勤続年数 (年)	12.4			13.8			9.9		

注： 1) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

(3) 学歴別にみた賃金

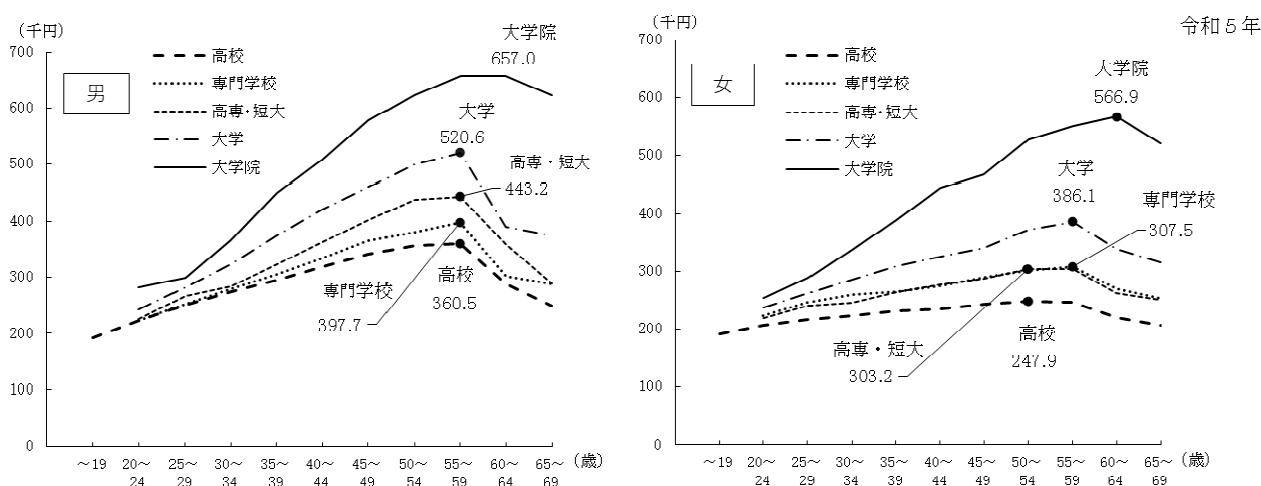
学歴別に賃金をみると、男女計では、高校 281.9 千円、専門学校 300.2 千円、高専・短大 297.4 千円、大学 369.4 千円、大学院 476.7 千円となっている。男女別にみると、男性では、高校 306.1 千円、大学 399.9 千円、女性では、高校 230.5 千円、大学 299.2 千円となっている。（第3表、第3図）

第3表 学歴、性、年齢階級別賃金及び対前年増減率

性、年齢階級		高校		専門学校		高専・短大		大学		大学院	
		賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
男女計	年齢計 ¹⁾	281.9	3.0	300.2	2.0	297.4	1.7	369.4	1.8	476.7	2.7
	～19歳	191.5	3.7	—	—	—	—	—	—	—	—
	20～24	216.2	5.4	223.0	1.2	220.0	2.0	239.7	2.6	274.0	6.6
	25～29	240.7	5.5	249.2	1.9	248.3	2.1	272.6	2.8	296.2	3.2
	30～34	258.5	4.0	269.7	2.5	259.3	-0.8	309.0	1.3	360.2	1.7
	35～39	276.8	3.4	288.6	0.8	284.1	-0.1	354.1	0.1	439.3	2.7
	40～44	293.4	2.1	307.6	1.3	304.2	0.2	394.7	1.0	498.3	0.2
	45～49	310.4	2.2	333.2	2.1	315.8	1.2	430.9	0.3	559.9	4.0
	50～54	319.7	2.9	345.3	1.5	339.4	2.8	473.5	-0.3	609.5	-0.8
	55～59	322.5	2.6	349.7	0.9	340.5	0.7	499.1	1.6	643.1	1.2
	60～64	266.1	3.1	285.0	-0.5	290.8	7.7	383.3	3.5	643.5	15.0
	65～69	236.0	3.6	271.2	4.6	265.4	0.2	368.6	11.4	609.0	1.3
	年齢(歳)	45.6		43.0		44.6		41.6		42.0	
	勤続年数(年)	13.6		11.5		13.1		12.0		11.8	
男	年齢計 ¹⁾	306.1	2.9	325.6	3.0	354.9	1.9	399.9	2.0	491.1	2.7
	～19歳	192.3	2.2	—	—	—	—	—	—	—	—
	20～24	222.4	5.2	223.1	4.0	225.7	2.4	242.3	3.1	282.2	8.3
	25～29	250.9	4.9	252.0	2.9	267.4	4.2	282.1	3.4	298.3	2.9
	30～34	273.6	3.7	278.8	1.4	283.3	-2.3	323.0	1.2	365.3	2.2
	35～39	295.4	2.9	305.1	1.7	322.8	-3.8	374.8	-0.2	450.4	3.4
	40～44	319.3	2.6	334.5	3.0	362.8	-1.0	420.4	1.4	509.0	-1.5
	45～49	341.0	1.7	365.9	3.8	401.9	0.9	460.2	1.1	578.6	3.5
	50～54	355.7	2.7	380.7	0.7	438.2	4.8	499.3	-0.1	622.6	-1.5
	55～59	360.5	2.9	397.7	2.7	443.2	1.9	520.6	1.3	656.9	1.8
	60～64	287.2	2.9	301.2	-0.5	358.5	12.7	390.6	3.5	657.0	17.6
	65～69	249.1	3.3	288.4	7.1	288.6	-0.1	375.2	12.9	623.9	2.2
	年齢(歳)	45.7		43.3		44.2		43.6		42.4	
	勤続年数(年)	14.8		13.1		15.4		13.6		12.5	
女	年齢計 ¹⁾	230.5	3.4	271.8	0.9	273.5	1.6	299.2	1.8	407.8	0.9
	～19歳	190.4	6.5	—	—	—	—	—	—	—	—
	20～24	205.9	6.4	222.8	-0.6	218.2	2.0	236.9	2.1	253.4	2.0
	25～29	216.0	5.2	246.9	1.0	239.5	0.9	261.1	2.0	288.6	3.5
	30～34	223.0	4.0	259.3	4.4	244.7	0.0	285.7	2.3	337.0	-1.8
	35～39	230.5	4.7	264.1	-1.2	262.9	2.9	308.2	0.3	389.6	-0.9
	40～44	234.9	2.5	274.3	-0.3	277.4	0.0	325.6	-0.6	443.8	8.6
	45～49	243.0	3.5	289.2	-0.8	287.1	1.3	340.3	-0.9	468.0	3.0
	50～54	247.9	3.2	300.5	2.1	303.2	1.8	372.4	2.3	527.6	-0.2
	55～59	246.3	1.7	307.5	0.4	303.0	0.7	386.1	2.8	550.5	-5.9
	60～64	219.1	3.6	269.8	-0.7	262.2	4.5	338.1	8.2	566.9	0.4
	65～69	205.6	4.3	253.0	0.9	250.5	-0.2	314.8	-1.1	520.6	-2.5
	年齢(歳)	45.4		42.6		44.7		37.1		40.4	
	勤続年数(年)	11.1		9.6		12.2		8.2		8.4	

注： 1) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

第3図 学歴、性、年齢階級別賃金



(4) 企業規模別にみた賃金

企業規模別に賃金をみると、男女計では、大企業 346.0 千円、中企業 311.4 千円、小企業 294.0 千円となっている。男女別にみると、男性では、大企業 386.7 千円、中企業 341.6 千円、小企業 319.8 千円、女性では、大企業 274.6 千円、中企業 262.5 千円、小企業 248.4 千円となっている。（第 4 表、第 4 図）

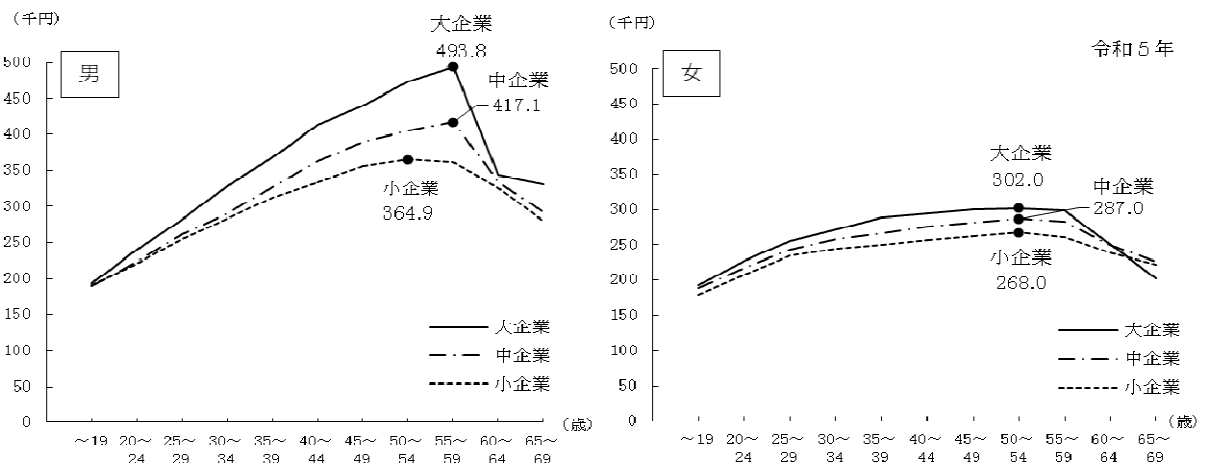
第 4 表 企業規模、性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び企業規模間賃金格差

令和 5 年

性、年齢階級		大企業		中企業			小企業		
		賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 ¹⁾ 【大企業=100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 ¹⁾ 【大企業=100】
男女計	年齢計 ²⁾	346.0	-0.7	311.4	2.8	90.0 (87.0)	294.0	3.3	85.0 (81.7)
	～ 19 歳	192.9	2.7	188.9	3.6	97.9 (97.1)	186.7	2.0	96.8 (97.5)
	20～24	234.0	3.0	220.9	1.9	94.4 (95.4)	214.7	2.4	91.8 (92.3)
	25～29	270.8	1.6	253.4	3.1	93.6 (92.2)	245.6	3.2	90.7 (89.3)
	30～34	307.3	0.0	277.6	1.9	90.3 (88.6)	269.0	2.8	87.5 (85.1)
	35～39	342.2	-2.1	305.8	2.2	89.4 (85.6)	291.0	1.0	85.0 (82.4)
	40～44	373.4	-0.6	331.6	2.0	88.8 (86.5)	306.6	1.8	82.1 (80.2)
	45～49	392.7	-1.3	350.3	3.2	89.2 (85.3)	322.0	3.4	82.0 (78.3)
	50～54	417.4	-1.2	361.1	2.0	86.5 (83.8)	330.0	4.7	79.1 (74.6)
	55～59	429.3	0.5	367.5	0.9	85.6 (85.3)	326.4	2.5	76.0 (74.5)
	60～64	313.8	0.8	305.9	4.2	97.5 (94.3)	298.8	4.7	95.2 (91.7)
	65～69	277.0	0.7	271.3	6.9	97.9 (92.3)	265.1	4.2	95.7 (92.5)
	年齢 (歳)	42.7		43.5			45.7		
	勤続年数 (年)	13.4		12.4			11.3		
男	年齢計 ²⁾	386.7	0.0	341.6	3.1	88.3 (85.7)	319.8	3.8	82.7 (79.7)
	～ 19 歳	193.5	1.6	189.2	1.6	97.8 (97.8)	191.2	2.6	98.8 (97.9)
	20～24	239.5	5.3	223.8	2.2	93.4 (96.3)	220.8	3.6	92.2 (93.8)
	25～29	281.9	2.6	261.1	3.2	92.6 (92.1)	254.4	3.1	90.2 (89.8)
	30～34	328.7	1.2	289.7	0.9	88.1 (88.4)	283.5	2.3	86.2 (85.3)
	35～39	367.8	-2.9	326.8	2.4	88.9 (84.2)	312.4	1.1	84.9 (81.6)
	40～44	412.5	0.1	362.0	2.7	87.8 (85.6)	334.0	2.3	81.0 (79.3)
	45～49	440.4	-1.7	389.9	4.0	88.5 (83.7)	355.8	4.3	80.8 (76.2)
	50～54	473.6	-1.5	405.4	2.1	85.6 (82.6)	364.9	4.5	77.0 (72.6)
	55～59	493.8	2.1	417.1	1.8	84.5 (84.7)	361.1	2.9	73.1 (72.5)
	60～64	344.1	1.1	334.4	3.9	97.2 (94.6)	325.3	5.9	94.5 (90.3)
	65～69	330.9	9.5	292.2	7.5	88.3 (89.9)	279.4	4.3	84.4 (88.6)
	年齢 (歳)	43.4		44.2			46.6		
	勤続年数 (年)	15.3		13.8			12.2		
女	年齢計 ²⁾	274.6	-1.3	262.5	2.1	95.6 (92.4)	248.4	2.9	90.5 (86.7)
	～ 19 歳	192.2	5.5	188.4	6.7	98.0 (96.9)	178.4	0.1	92.8 (97.8)
	20～24	228.2	0.5	217.8	1.6	95.4 (94.4)	208.4	1.2	91.3 (90.7)
	25～29	255.5	0.0	243.6	2.8	95.3 (92.7)	234.4	3.9	91.7 (88.3)
	30～34	272.2	-1.7	258.2	3.8	94.9 (89.9)	244.4	4.1	89.8 (84.8)
	35～39	289.4	-1.0	266.9	0.8	92.2 (90.6)	250.5	2.1	86.6 (83.9)
	40～44	294.5	-1.8	277.1	0.2	94.1 (92.2)	256.7	2.5	87.2 (83.5)
	45～49	299.5	0.0	282.1	1.0	94.2 (93.3)	263.1	2.4	87.8 (85.8)
	50～54	302.0	-1.0	287.0	3.4	95.0 (90.9)	268.0	4.8	88.7 (83.8)
	55～59	298.5	-0.3	283.7	-0.1	95.0 (94.9)	261.0	1.3	87.4 (86.1)
	60～64	250.7	3.1	249.5	5.7	99.5 (97.0)	239.3	2.2	95.5 (96.3)
	65～69	201.8	-10.9	226.1	7.2	112.0 (93.1)	221.5	2.6	109.8 (95.2)
	年齢 (歳)	41.5		42.4			44.1		
	勤続年数 (年)	10.1		10.0			9.5		

注： 1) () 内は、令和 4 年の数値である。
2) 年齢計には 70 歳以上の労働者を含む。

第 4 図 企業規模、性、年齢階級別賃金



(5) 産業別にみた賃金

産業別に賃金をみると、男女計では、「電気・ガス・熱供給・水道業」（410.2 千円）が最も高く、次いで「学術研究，専門・技術サービス業」（396.6 千円）となっており、「宿泊業，飲食サービス業」（259.5 千円）が最も低くなっている（第5－1表、第5－2表、第5図）。

第5－1表 産業、年齢階級別賃金及び対前年増減率

令和5年

年齢階級		鉱業、採石業、砂利採取業		建設業		製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		情報通信業		運輸業、郵便業		卸売業、小売業		金融業、保険業	
		賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
男女計	年齢計 ¹⁾	366.7	5.6	349.4	4.2	306.0	1.5	410.2	2.0	381.2	0.6	294.3	3.1	319.6	1.6	393.4	5.2
	～19歳	203.6	9.8	199.0	2.7	185.1	0.5	189.6	2.3	191.4	5.9	198.5	7.5	202.5	10.7	169.7	-0.7
	20～24	243.9	10.0	233.5	1.2	207.8	2.2	225.3	3.0	243.1	5.0	225.0	2.7	232.8	7.8	229.7	2.6
	25～29	286.5	2.9	269.5	2.1	239.4	2.4	279.3	-0.2	283.5	1.6	248.5	0.0	261.4	6.0	281.5	5.8
	30～34	333.2	3.8	306.4	4.4	269.4	3.2	355.0	3.5	329.4	-1.3	275.7	2.3	284.7	2.1	344.9	6.0
	35～39	373.7	-4.7	333.9	-1.3	305.3	3.4	416.5	2.1	387.1	1.3	295.3	2.3	308.9	-0.2	401.1	4.1
	40～44	413.1	11.9	356.7	2.4	325.5	0.8	447.8	1.6	424.6	-0.4	314.9	5.3	339.9	1.1	450.7	7.3
	45～49	386.8	6.3	387.2	3.9	345.4	1.3	475.9	2.1	459.2	2.0	320.2	2.9	363.6	2.0	469.9	5.4
	50～54	420.9	3.5	422.1	2.6	366.2	1.6	521.6	0.6	467.5	1.1	320.0	1.8	377.4	0.6	466.5	-3.1
	55～59	425.8	4.4	432.5	5.5	377.5	2.1	520.3	3.1	495.2	0.8	319.8	4.4	377.5	-0.4	460.5	8.4
	60～64	353.9	17.9	360.0	1.5	278.4	1.1	274.4	-5.4	373.9	6.3	274.6	7.5	289.6	-0.7	331.4	6.6
	65～69	274.2	9.1	315.2	7.2	221.4	-3.7	283.1	9.0	276.9	-26.0	238.5	2.8*	282.4	17.8	324.1	-3.8
	年齢(歳)	47.9		45.2		43.7		43.6		40.6		48.0		42.7		43.7	
	勤続年数(年)	14.5		13.5		14.8		19.0		12.2		13.1		13.0		14.3	
		不動産業、物品賃貸業		学術研究，専門・技術サービス業		宿泊業，飲食サービス業		生活関連サービス業，娯楽業		教育，学習支援業		医療，福祉		複合サービス事業		サービス業(他に分類されないもの)	
		賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
	年齢計 ¹⁾	340.8	0.4	396.6	2.9	259.5	0.8	278.7	2.6	377.2	-0.1	298.0	0.4	302.0	1.1	285.7	6.4
	～19歳	182.1	-1.0	190.9	1.7	181.4	4.4	188.7	4.3	178.7	2.8	190.4	4.8	177.5	2.1	198.1	6.5
	20～24	232.5	-0.5	233.6	0.2	206.5	2.9	215.7	3.3	224.0	-0.2	232.5	0.7	202.6	2.5	221.3	2.3
	25～29	272.5	3.1	291.1	4.0	230.0	2.2	244.1	4.2	259.1	-0.6	261.4	1.0	232.5	3.7	243.8	3.1
	30～34	301.5	-1.0	331.0	-1.7	247.2	0.1	266.0	0.9	311.8	0.9	275.4	-1.1	255.1	1.2	267.3	5.1
	35～39	347.4	-0.7	387.1	2.2	272.0	1.6	288.4	2.9	344.8	-0.7	293.6	-2.4	288.0	2.9	280.7	3.2
	40～44	371.9	-1.1	410.8	-2.5	283.7	-3.1	313.3	0.7	383.1	-2.1	311.3	1.3	311.0	0.1	303.1	5.9
	45～49	401.0	1.5	455.1	3.2	288.4	-0.2	315.3	0.2	410.2	-1.6	314.3	-0.9	348.1	1.4	311.1	4.6
	50～54	419.3	3.9	480.0	4.3	293.2	0.0	320.2	2.2	446.1	-0.6	322.3	-0.4	362.3	-0.4	327.0	10.3
	55～59	422.8	2.0	496.4	3.2	289.1	-0.1	316.4	6.6	477.8	-2.1	329.5	-2.8	356.6	-4.5	328.5	7.0
	60～64	316.0	0.1*	465.0	16.5	251.4	8.7	254.6	2.8	464.7	0.4	316.9	5.8	249.2	6.1	266.5	4.5
	65～69	237.0	-2.1	374.9	-3.1	223.3	10.8	211.3	4.5	424.2	4.6	314.3	4.7	202.0	-1.6	234.0	7.2
	年齢(歳)	43.1		43.0		43.0		42.7		44.4		43.5		44.6		45.5	
	勤続年数(年)	10.5		12.0		9.9		11.0		11.9		9.5		16.3		9.5	

注： 1) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

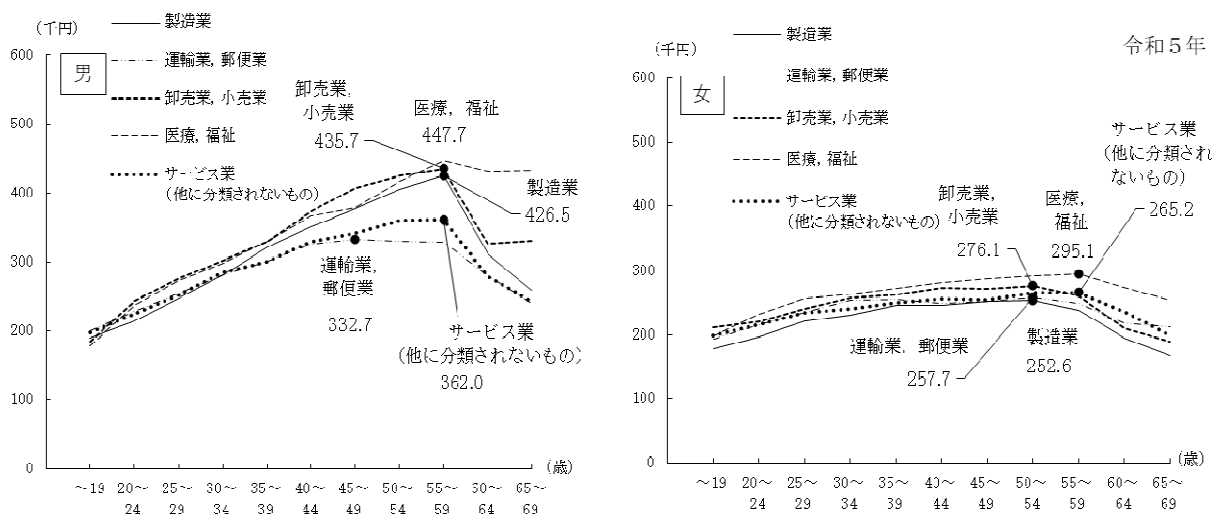
第5－2表 産業、性、年齢階級別賃金及び対前年増減率

令和5年

性、年齢階級		鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）
男	年齢計 ¹⁾	376.7	364.1	334.8	421.6	407.4	303.3	356.2	497.5	377.1	430.2	290.1	314.6	436.0	356.7	327.6	307.6
	～19歳	199.8	200.2	189.6	191.0	201.0	200.5	185.1	173.7	182.7	191.6	187.5	187.2	180.3	178.3	187.1	197.9
	20～24	243.5	234.6	214.4	225.0	241.7	229.1	243.4	239.3	237.0	235.5	211.0	216.2	233.9	236.8	206.9	225.5
	25～29	283.6	273.2	247.2	279.9	293.1	253.8	276.1	313.7	281.7	300.6	238.9	252.5	276.9	273.5	239.5	251.6
	30～34	334.0	314.6	281.7	358.9	345.6	281.8	302.1	406.5	323.4	343.9	261.1	288.6	342.8	299.0	261.2	284.5
	35～39	380.0	345.6	321.8	426.0	403.3	302.1	329.7	502.1	382.5	411.3	296.8	313.4	383.6	330.7	301.8	300.5
	40～44	422.6	375.0	351.0	461.9	441.4	326.2	374.2	591.3	408.6	445.2	314.7	347.4	439.5	366.8	328.1	329.8
	45～49	409.7	409.6	377.9	493.8	487.2	332.7	408.1	642.4	452.1	506.8	325.6	360.7	476.4	378.2	375.0	342.2
	50～54	440.6	446.5	406.5	542.8	493.4	330.8	425.3	624.2	482.6	526.5	339.6	375.2	511.3	418.0	402.0	361.2
	55～59	438.9	453.5	426.5	535.7	519.9	329.2	435.7	594.8	493.1	540.3	328.7	377.5	533.9	447.7	404.6	362.0
	60～64	360.1	371.1	310.9	276.2	382.5	280.7	326.4	361.7	338.2*	491.3	281.3	282.5	493.2	431.9	262.9	278.8
	65～69	281.3	322.4	258.0	284.9	286.3	240.1*	330.6	345.9	240.9	384.6	249.0	227.2	438.6	433.3	213.6	242.2
賃金（年齢計）の対前年増減率（%）		5.3	3.8	2.6	1.9	1.3	3.5	1.5	3.5	-0.2	3.4	-0.4	3.2	-0.1	-0.4	0.7	7.8
年齢（歳）		48.5	45.6	43.8	43.8	42.0	48.8	43.4	44.1	44.3	44.0	43.9	44.2	47.1	43.0	45.3	46.5
勤続年数（年）		15.0	14.0	16.0	19.5	13.5	13.6	14.6	16.2	11.4	13.2	10.9	12.4	13.5	9.8	17.7	10.8
女	年齢計 ¹⁾	309.7	267.5	228.4	341.2	317.4	243.6	253.3	306.1	276.2	313.6	221.7	236.2	316.4	272.8	250.0	246.0
	～19歳	* 226.7	188.1	177.9	182.6	186.0	193.9	211.5	169.3	181.4	188.9	176.9	189.3	176.1	198.1	172.3	198.4
	20～24	245.0	228.7	196.8	226.6	245.0	215.4	220.7	222.7	228.0	230.6	203.6	215.4	221.3	231.3	199.1	215.3
	25～29	296.0	254.9	220.5	276.0	268.5	234.5	240.8	255.7	259.7	275.6	220.8	237.2	249.1	256.2	221.8	233.7
	30～34	* 328.1	264.5	229.8	328.5	301.9	253.1	257.2	299.4	267.4	299.7	228.9	237.9	281.9	261.9	243.6	240.4
	35～39	* 334.3	266.1	245.1	364.5	350.3	255.3	261.0	307.3	282.6	317.6	234.8	251.2	299.8	271.3	255.6	248.8
	40～44	* 371.2	260.3	245.4	347.7	366.1	249.2	272.7	326.7	299.7	325.7	234.7	257.0	322.7	280.3	268.6	255.3
	45～49	292.0	277.3	251.3	380.8	365.5	251.9	271.5	342.8	309.8	344.9	237.9	251.2	343.3	287.1	284.1	254.0
	50～54	300.7	296.1	252.6	393.8	382.1	257.7	276.1	330.7	299.7	360.5	227.1	247.5	374.6	291.7	277.2	264.4
	55～59	346.6	296.2	237.9	414.5	385.2	248.0	260.2	329.5	286.8	356.6	232.0	241.7	402.7	295.1	262.9	265.2
	60～64	246.0	256.2	195.7	255.7	311.3	217.3	209.7	296.0	257.9	314.5	208.4	213.9	401.8	273.3	210.3	234.9
	65～69	* 210.9	212.3	166.9*	217.2*	235.4	212.2	189.0	310.7	217.8	248.3	188.6	188.2	377.1	253.5	169.1	198.5
賃金（年齢計）の対前年増減率（%）		11.8	6.6	-0.4	4.5	0.9	1.4	2.8	6.4	3.6	0.4	2.6	1.9	0.0	0.4	2.6	3.6
年齢（歳）		44.4	42.8	43.3	42.0	37.2	43.5	41.3	43.4	41.0	40.5	41.7	41.0	41.6	43.7	43.0	43.7
勤続年数（年）		11.4	10.7	11.6	16.3	9.1	10.1	10.3	12.8	8.8	9.0	8.7	9.4	10.2	9.3	13.5	7.2

注： 1）年齢計には70歳以上の労働者を含む。

第5図 主な産業、性、年齢階級別賃金



(6) 雇用形態別にみた賃金

雇用形態別に賃金をみると、男女計では、正社員・正職員 336.3 千円に対し、正社員・正職員以外 226.6 千円となっている。男女別にみると、男性では、正社員・正職員 363.6 千円に対し、正社員・正職員以外 255.0 千円、女性では、正社員・正職員 281.8 千円に対し、正社員・正職員以外 203.5 千円となっている。

雇用形態間賃金格差（正社員・正職員＝100）は、男女計 67.4、男性 70.1、女性 72.2 となっている。男女計でみると賃金格差が最も大きいのは、企業規模別では大企業（60.8）で、産業別では「卸売業、小売業」（61.5）となっている。（第 6－1 表、第 6－2 表、第 6－3 表、第 6 図）

第 6－1 表 雇用形態、性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び雇用形態間賃金格差

令和 5 年

年齢階級	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】
年齢計 ²⁾	336.3	2.5	226.6	2.4	67.4 (67.5)	363.6	2.8	255.0	3.0	70.1 (70.0)	281.8	2.0	203.5	2.3	72.2 (72.0)
～19 歳	192.8	4.2	170.7	0.4	88.5 (91.9)	193.5	2.7	170.1	-1.2	87.9 (91.4)	191.8	7.0	171.2	1.9	89.3 (93.8)
20～24	228.7	3.5	194.8	-0.7	85.2 (88.8)	232.2	4.6	202.0	-2.0	87.0 (92.9)	224.8	2.2	189.8	0.9	84.4 (85.5)
25～29	263.6	3.0	216.4	1.9	82.1 (83.0)	271.4	3.5	229.1	1.2	84.4 (86.3)	252.6	2.2	206.8	2.5	81.9 (81.6)
30～34	294.1	2.0	221.4	2.7	75.3 (74.7)	307.0	1.8	238.1	1.8	77.6 (77.5)	270.2	2.4	210.5	4.1	77.9 (76.7)
35～39	327.0	1.1	220.5	3.4	67.4 (65.9)	344.8	0.9	241.1	3.3	69.9 (68.3)	286.4	1.1	207.6	2.7	72.5 (71.4)
40～44	354.6	2.0	220.6	1.4	62.2 (62.6)	380.2	2.6	245.6	0.5	64.6 (65.9)	296.6	0.8	207.6	2.0	70.0 (69.2)
45～49	374.5	2.2	217.7	2.3	58.1 (58.1)	406.4	2.7	245.7	2.4	60.5 (60.6)	304.5	1.4	204.7	1.5	67.2 (67.1)
50～54	394.3	1.8	222.2	4.9	56.4 (54.7)	428.3	1.6	262.5	8.9	61.3 (57.2)	315.2	2.5	204.4	2.2	64.8 (65.1)
55～59	404.8	2.2	221.7	2.3	54.8 (54.7)	440.8	2.3	264.5	7.0	60.0 (57.4)	316.3	1.9	201.8	1.0	63.8 (64.4)
60～64	349.3	5.9	256.9	1.0	73.5 (77.1)	372.4	6.2	285.1	0.5	76.6 (80.9)	290.4	5.0	208.9	4.9	71.9 (72.0)
65～69	312.7	5.4	231.7	4.9	74.1 (74.5)	331.7	7.3	254.8	7.1	76.8 (77.0)	259.6	0.3	188.7	1.6	72.7 (71.8)
年齢(歳)	42.7		49.7			43.6		52.3			40.9		47.6		
勤続年数(年)	12.9		9.5			14.2		11.1			10.4		8.3		

注： 1) () 内は、令和 4 年の数値である。

2) 年齢計には 70 歳以上の労働者を含む。

第 6－2 表 雇用形態、性、企業規模別賃金、対前年増減率及び雇用形態間賃金格差

令和 5 年

企業規模	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】
大企業	377.4	0.6	229.3	0.5	60.8 (60.8)	408.3	0.8	258.7	0.9	63.4 (63.3)	308.2	0.1	206.8	0.4	67.1 (66.9)
中企業	327.3	2.7	228.0	2.9	69.7 (69.5)	353.0	2.9	256.0	3.6	72.5 (72.0)	279.7	2.2	204.8	3.4	73.2 (72.3)
小企業	303.6	3.4	218.1	4.6	71.8 (71.1)	326.6	3.9	245.6	5.3	75.2 (74.2)	259.2	2.9	193.5	3.1	74.7 (74.5)

注： 1) () 内は、令和 4 年の数値である。

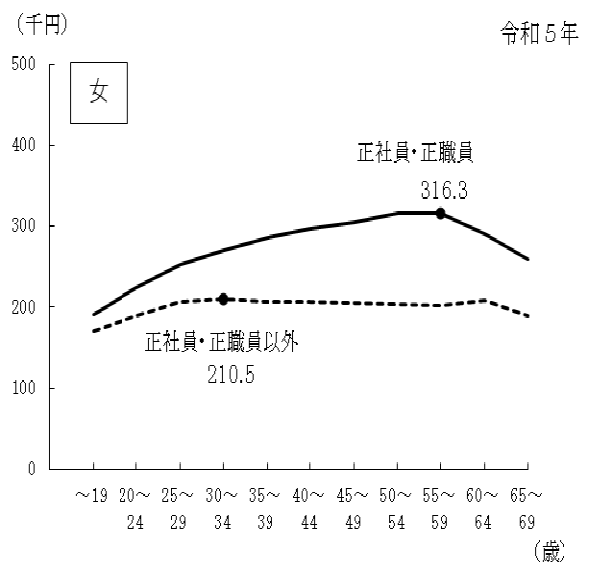
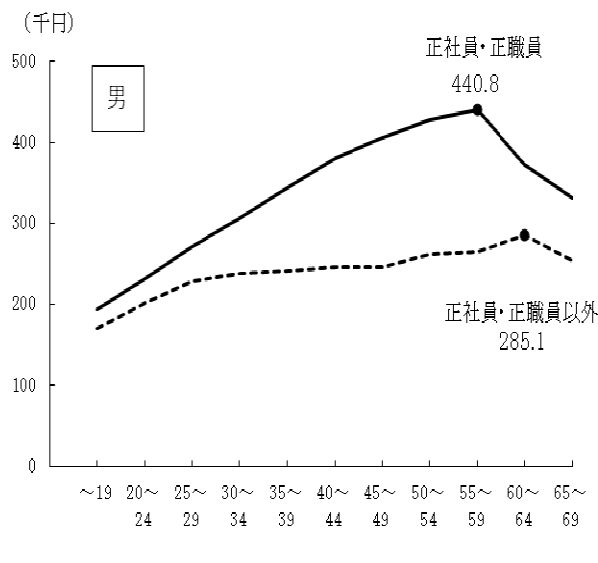
第6－3表 雇用形態、性、産業別賃金、対前年増減率及び雇用形態間賃金格差

令和5年

産 業	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員=100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員=100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員=100】
鉱業、採石業、砂利採取業	369.6	5.6	336.5	8.8	91.0 (88.3)	379.3	5.2	349.6	8.6	92.2 (89.3)	315.1	12.1	231.7	13.9	73.5 (72.3)
建設業	353.7	3.4	295.7	10.5	83.6 (78.3)	368.5	3.6	309.0	4.7	83.9 (83.0)	271.2	3.6	220.3	14.8	81.2 (73.3)
製造業	324.7	3.2	205.5	-2.8	63.3 (67.2)	345.0	3.1	237.7	-0.9	68.9 (71.7)	251.5	2.9	179.7	-1.1	71.5 (74.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	421.3	2.2	262.9	9.1	62.4 (58.5)	430.9	2.2	277.0	6.7	64.3 (61.6)	358.6	3.3	222.0	10.6	61.9 (57.8)
情報通信業	388.2	0.7	301.7	6.5	77.7 (73.5)	412.4	1.4	337.7	5.1	81.9 (79.0)	326.0	0.6	250.2	6.6	76.7 (72.4)
運輸業、郵便業	304.5	3.4	221.1	-0.1	72.6 (75.2)	311.4	3.8	230.9	-0.6	74.1 (77.4)	258.4	1.4	198.5	3.1	76.8 (75.6)
卸売業、小売業	343.0	1.9	211.1	2.5	61.5 (61.2)	369.2	1.8	244.4	1.2	66.2 (66.6)	281.4	3.1	191.0	3.4	67.9 (67.7)
金融業、保険業	403.1	5.1	255.3	5.5	63.3 (63.1)	508.3	3.5	311.9	4.9	61.4 (60.5)	312.9	6.2	220.1	4.4	70.3 (71.6)
不動産業、物品賃貸業	359.2	1.1	227.2	-0.5	63.3 (64.3)	394.8	0.7	244.3	-1.9	61.9 (63.6)	291.2	4.2	207.1	0.0	71.1 (74.1)
学術研究、専門・技術サービス業	403.8	2.4	323.9	4.7	80.2 (78.5)	434.7	2.9	375.7	6.3	86.4 (83.7)	323.4	0.0	243.4	1.3	75.3 (74.3)
宿泊業、飲食サービス業	284.1	-0.4	197.4	6.7	69.5 (64.8)	306.3	-0.3	214.1	3.4	69.9 (67.4)	245.3	-0.5	188.7	7.7	76.9 (71.1)
生活関連サービス業、娯楽業	306.9	3.6	200.7	3.2	65.4 (65.6)	338.1	3.9	212.6	2.6	62.9 (63.7)	260.1	2.5	193.2	3.7	74.3 (73.4)
教育、学習支援業	393.2	-0.2	277.5	2.5	70.6 (68.7)	448.9	-0.1	338.8	4.4	75.5 (72.3)	332.6	0.1	231.5	-1.9	69.6 (71.1)
医療、福祉	307.7	0.2	226.1	2.2	73.5 (72.1)	366.1	-1.0	261.7	4.8	71.5 (67.6)	281.5	0.3	215.6	1.3	76.6 (75.8)
複合サービス事業	333.0	0.7	224.4	3.2	67.4 (65.7)	356.6	0.8	242.4	2.3	68.0 (67.0)	277.9	1.5	197.8	4.1	71.2 (69.4)
サービス業 (他に分類されないもの)	314.6	7.2	237.5	7.2	75.5 (75.5)	331.3	8.1	248.8	9.0	75.1 (74.5)	268.3	3.5	226.4	5.4	84.4 (82.9)

注： 1) () 内は、令和4年の数値である。

第6図 雇用形態、性、年齢階級別賃金



令和5年

(7) 役職別にみた賃金

一般労働者のうち、雇用期間の定めのない者について、役職別の賃金をみると、男女計では、部長級 596.0 千円、課長級 490.8 千円、係長級 370.8 千円となっている。男女別にみると、男性では、部長級 604.1 千円、課長級 500.7 千円、係長級 382.3 千円、女性では、部長級 521.0 千円、課長級 430.8 千円、係長級 335.9 千円となっている。（第 7 表）

第 7 表 役職、性別賃金、対前年増減率及び役職・非役職間賃金格差

令和 5 年

役職	男女計					男					女				
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	役職・非役職 間賃金格差 (非役職者＝ 100)	年齢 (歳)	勤続 年数 (年)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	役職・非役職 間賃金格差 (非役職者＝ 100)	年齢 (歳)	勤続 年数 (年)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	役職・非役職 間賃金格差 (非役職者＝ 100)	年齢 (歳)	勤続 年数 (年)
部長級	596.0	1.7	204.7	52.8	22.5	604.1	1.9	193.7	52.9	22.8	521.0	0.2	200.2	52.4	19.5
課長級	490.8	0.8	168.6	49.2	20.9	500.7	1.0	160.5	49.2	21.2	430.8	-1.0	165.5	49.4	19.3
係長級	370.8	0.5	127.4	45.4	17.6	382.3	0.8	122.6	45.5	18.0	335.9	-0.5	129.0	45.4	16.6
非役職者	291.1	3.4	100.0	41.2	10.6	311.9	3.6	100.0	41.5	11.4	260.3	2.8	100.0	40.7	9.4

(8) 在留資格区分別にみた賃金

外国人労働者の賃金は 232.6 千円で、在留資格区分別にみると、専門的・技術的分野（特定技能を除く）296.7 千円、特定技能 198.0 千円、身分に基づくもの 264.8 千円、技能実習 181.7 千円、その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）231.3 千円となっている（第 8 表）。

第 8 表 外国人労働者の在留資格区分別賃金及び対前年増減率

令和 5 年

在留資格区分 ¹⁾	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢 (歳)	勤続年数 (年)
外国人労働者計	232.6	-6.4	33.0	3.2
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	296.7	-1.0	31.8	3.0
特定技能	198.0	-3.7	28.9	2.4
身分に基づくもの	264.8	-5.7	44.7	5.7
技能実習	181.7	2.2	26.2	1.7
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	231.3	4.7	30.8	2.5

注： 1) 在留資格区分については、5 頁「主な用語の定義「在留資格区分」」を参照。
「留学（資格外活動）」を含めた 6 区分となる。

(9) 新規学卒者の学歴別にみた賃金

新規学卒者の賃金を学歴別にみると、男女計で高校 186.8 千円、専門学校 214.5 千円、高専・短大 214.6 千円、大学 237.3 千円、大学院 276.0 千円となっている（第 9 表）。

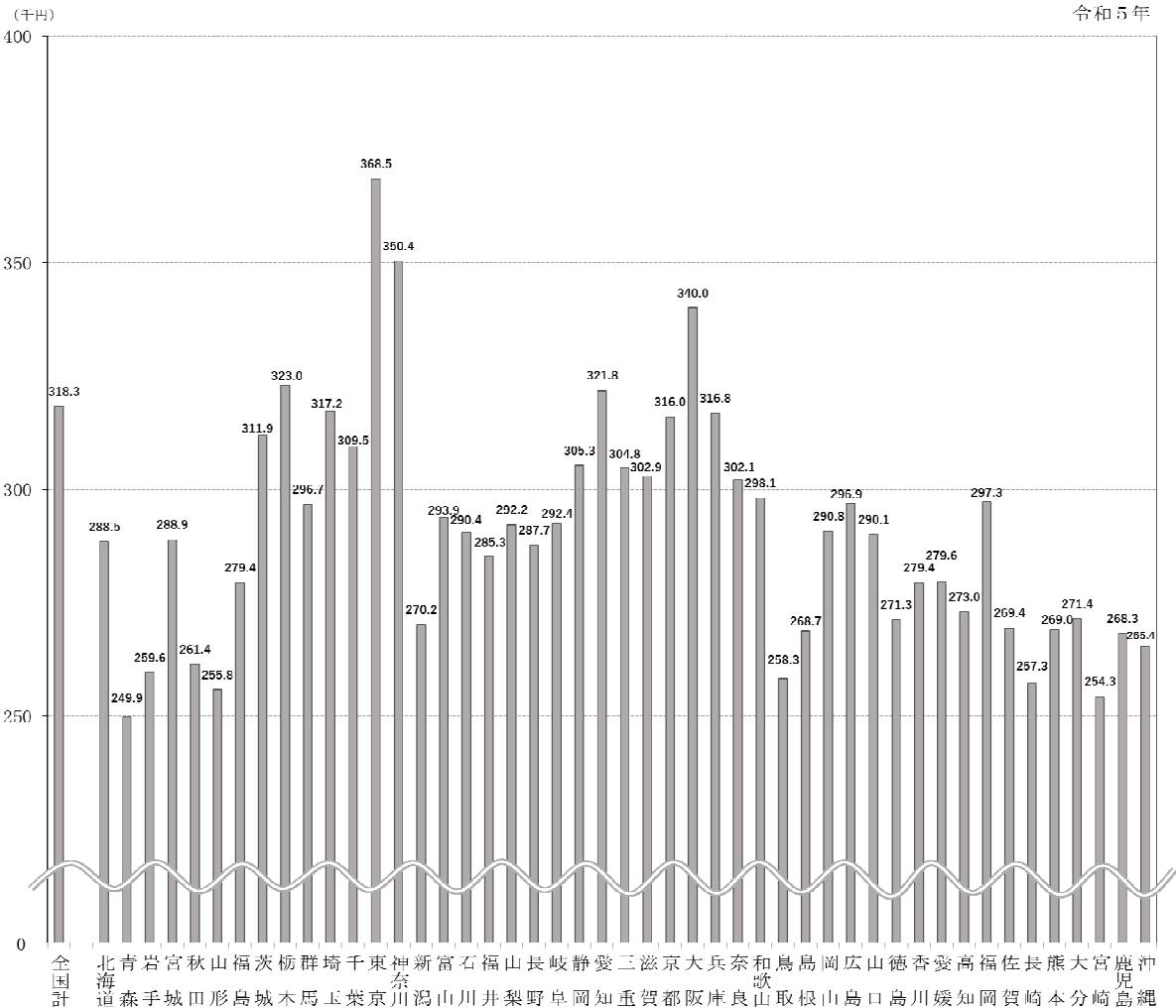
第 9 表 新規学卒者の性、学歴別賃金及び対前年増減率

性	高校		専門学校		高専・短大		大学		大学院	
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
男女計	186.8	3.1	214.5	0.9	214.6	6.1	237.3	3.9	276.0	3.0
男	189.0	3.1	210.8	1.8	222.8	9.2	240.3	4.6	283.2	4.2
女	183.2	3.2	217.0	0.2	211.7	4.9	234.3	3.1	260.8	1.5

(10) 都道府県別にみた賃金

都道府県別の賃金をみると、全国計（318.3 千円）よりも賃金が高かったのは 5 都府県（栃木県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府）となっており、最も高かったのは、東京都（368.5 千円）となっている（第 7 図）。

第 7 図 都道府県別賃金（男女計）



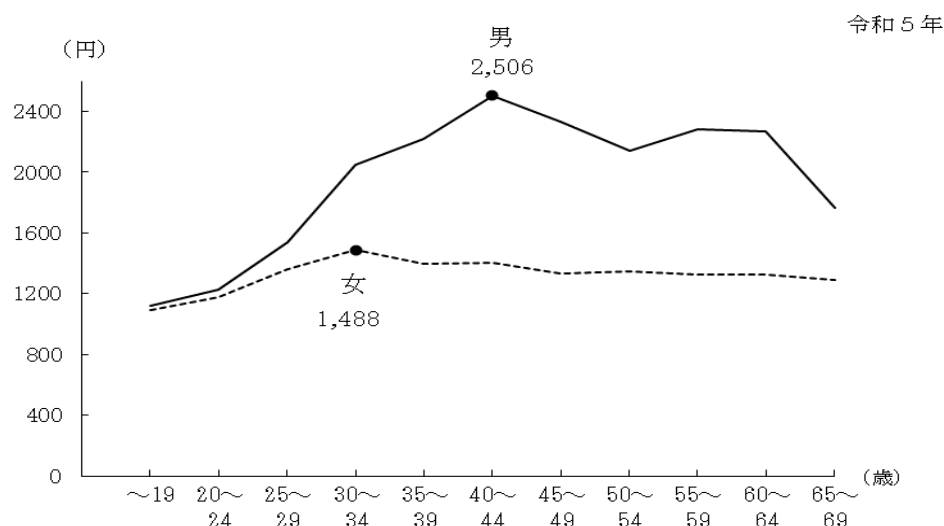
2 短時間労働者の賃金

(1) 性別にみた賃金

短時間労働者の1時間当たり賃金は、男女計1,412円、男性1,657円、女性1,312円となっている。

男女別に1時間当たり賃金を年齢階級別にみると、1時間当たり賃金が最も高い年齢階級は、男性では40～44歳で2,506円、女性では30～34歳で1,488円となっている。（第8図、第10表）

第8図 短時間労働者の性、年齢階級別1時間当たり賃金



第10表 短時間労働者の性、年齢階級別1時間当たり賃金、対前年増減率及び年齢階級間賃金格差

令和5年

年齢階級	男女計			男			女		
	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳＝ 100)	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳＝ 100)	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳＝ 100)
年齢計 ¹⁾	1,412	3.3	117.5	1,657	2.0	135.4	1,312	3.3	111.7
～19歳	1,103	4.6	91.8	1,121	6.1	91.6	1,090	3.6	92.8
20～24	1,202	4.8	100.0	1,224	6.7	100.0	1,175	2.4	100.0
25～29	1,427	6.6	118.7	1,538	8.5	125.7	1,359	4.9	115.7
30～34	1,629	0.1	135.5*	2,052	-5.5	167.6	1,488	2.1	126.6
35～39	1,541	-2.5	128.2	2,219	-9.0	181.3	1,395	-1.1	118.7
40～44	1,561	3.4	129.9	2,506	2.9	204.7	1,404	3.4	119.5
45～49	1,474	2.9	122.6	2,333	0.1	190.6	1,336	2.2	113.7
50～54	1,452	5.3	120.8	2,143	2.4	175.1	1,346	5.8	114.6
55～59	1,467	3.2	122.0	2,284	0.3	186.6	1,329	3.7	113.1
60～64	1,528	9.7	127.1	2,268	21.1	185.3	1,324	5.8	112.7
65～69	1,464	4.8	121.8	1,764	5.0	144.1	1,288	4.4	109.6
年齢(歳)	45.2			41.9			46.6		
勤続年数(年)	6.3			5.2			6.7		
実労働日数(日)	14.4			13.0			14.9		
1日当たり所定内 実労働時間数(時間)	5.3			5.3			5.3		

注： 1) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

(2) 企業規模別にみた賃金

企業規模別に1時間当たり賃金をみると、男女計では、大企業 1,358 円、中企業 1,526 円、小企業 1,396 円となっている。男女別にみると、男性では、大企業 1,516 円、中企業 1,920 円、小企業 1,677 円、女性では、大企業 1,287 円、中企業 1,381 円、小企業 1,291 円となっている。
(第 11 表)

第 11 表 短時間労働者の企業規模、性別 1 時間当たり賃金、
対前年増減率及び企業規模間賃金格差

令和 5 年

企業規模	男女計			男			女		
	1 時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 (大企業＝ 100)	1 時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 (大企業＝ 100)	1 時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 (大企業＝ 100)
大企業	1,358	3.9	100.0	1,516	4.0	100.0	1,287	3.0	100.0
中企業	1,526	2.2	112.4	1,920	-1.5	126.6	1,381	4.1	107.3
小企業	1,396	4.3	102.8	1,677	6.5	110.6	1,291	3.3	100.3

(3) 産業別にみた賃金

産業別に1時間当たり賃金をみると、男女計では「教育、学習支援業」(2,584 円)、男性では「医療、福祉」(3,981 円)、女性では「教育、学習支援業」(2,189 円)が最も高くなっている(第 12 表)。

第 12 表 短時間労働者の産業、性別 1 時間当たり賃金及び対前年増減率

令和 5 年

産 業	男女計		男		女	
	1 時間当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	1 時間当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	1 時間当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)
鉱業、採石業、砂利採取業	1,299	-1.1	1,365	-6.5	1,223	3.5
建設業	1,577	11.9	1,769	10.2	1,430	12.4
製造業	1,171	-0.5	1,317	-5.0	1,132	0.9
電気・ガス・熱供給・水道業	1,579	-2.8	1,803	-2.1	1,400	-1.3
情報通信業	1,633	7.4	1,732	-23.5	1,599	22.9
運輸業、郵便業	1,289	4.2	1,425	6.4	1,188	2.5
卸売業、小売業	1,204	5.9	1,268	8.6	1,176	4.4
金融業、保険業	1,640	6.0	2,087	1.5	1,603	7.1
不動産業、物品賃貸業	1,252	0.3	1,232	-3.8	1,264	3.0
学術研究、専門・技術サービス業	1,712	1.2	2,098	-5.6	1,545	5.9
宿泊業、飲食サービス業	1,136	2.8	1,141	2.3	1,134	3.1
生活関連サービス業、娯楽業	1,254	3.6	1,281	6.2	1,241	2.3
教育、学習支援業	2,584	5.6	3,193	6.7	2,189	6.7
医療、福祉	2,017	6.9	3,981	10.2	1,608	3.9
複合サービス事業	1,297	0.2	1,374	-2.5	1,259	2.1
サービス業(他に分類されないもの)	1,269	2.0	1,306	2.2	1,252	1.8

統計表

付表 1 一般労働者の性別賃金、対前年増減率、男女間賃金格差及び対前年差の推移（昭和 51 年～）

年 ¹⁾²⁾	男女計		男		女		男女間 賃金格差 (男=100)	対前年差 ³⁾ (ポイント)
	賃 金 (千円)	対前年 増減率 ³⁾ (%)	賃 金 (千円)	対前年 増減率 ³⁾ (%)	賃 金 (千円)	対前年 増減率 ³⁾ (%)		
昭和 51 (1976) 年	131.8	...	151.5	...	89.1	...	58.8	...
52 (1977)	144.5	9.6	166.0	9.6	97.9	9.9	59.0	0.2
53 (1978)	153.9	6.5	176.7	6.4	104.2	6.4	59.0	0.0
54 (1979)	162.4	5.5	186.3	5.4	109.9	5.5	59.0	0.0
55 (1980)	173.1	6.6	198.6	6.6	116.9	6.4	58.9	-0.1
56 (1981)	184.1	6.4	211.4	6.4	124.6	6.6	58.9	0.0
57 (1982)	193.3	5.0	222.0	5.0	130.1	4.4	58.6	-0.3
58 (1983)	199.4	3.2	229.3	3.3	134.7	3.5	58.7	0.1
59 (1984)	206.5	3.6	237.5	3.6	139.2	3.3	58.6	-0.1
60 (1985)	213.8	3.5	244.6	3.0	145.8	4.7	59.6	1.0
61 (1986)	220.6	3.2	252.4	3.2	150.7	3.4	59.7	0.1
62 (1987)	226.2	2.5	257.7	2.1	155.9	3.5	60.5	0.8
63 (1988)	231.9	2.5	264.4	2.6	160.0	2.6	60.5	0.0
平成 元 (1989) 年	241.8	4.3	276.1	4.4	166.3	3.9	60.2	-0.3
2 (1990)	254.7	5.3	290.5	5.2	175.0	5.2	60.2	0.0
3 (1991)	266.3	4.6	303.8	4.6	184.4	5.4	60.7	0.5
4 (1992)	275.2	3.3	313.5	3.2	192.8	4.6	61.5	0.8
5 (1993)	281.1	2.1	319.9	2.0	197.0	2.2	61.6	0.1
6 (1994)	288.4	2.6	327.4	2.3	203.0	3.0	62.0	0.4
7 (1995)	291.3	1.0	330.0	0.8	206.2	1.6	62.5	0.5
8 (1996)	295.6	1.5	334.0	1.2	209.6	1.6	62.8	0.3
9 (1997)	298.9	1.1	337.0	0.9	212.7	1.5	63.1	0.3
10 (1998)	299.1	0.1	336.4	-0.2	214.9	1.0	63.9	0.8
11 (1999)	300.6	0.5	336.7	0.1	217.5	1.2	64.6	0.7
12 (2000)	302.2	0.5	336.8	0.0	220.6	1.4	65.5	0.9
13 (2001)	305.8	1.2	340.7	1.2	222.4	0.8	65.3	-0.2
14 (2002)	302.6	-1.0	336.2	-1.3	223.6	0.5	66.5	1.2
15 (2003)	302.1	-0.2	335.5	-0.2	224.2	0.3	66.8	0.3
16 (2004)	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	0.6	67.6	0.8
17 (2005)	302.0	0.1	337.8	1.2	222.5	-1.4	65.9	-1.7
18 (2006)	301.8	-0.1	337.7	0.0	222.6	0.0	65.9	0.0
19 (2007)	301.1	-0.2	336.7	-0.3	225.2	1.2	66.9	1.0
20 (2008)	299.1	-0.7	333.7	-0.9	226.1	0.4	67.8	0.9
21 (2009)	294.5	-1.5	326.8	-2.1	228.0	0.8	69.8	2.0
22 (2010)	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	-0.2	69.3	-0.5
23 (2011)	296.8	0.2	328.3	0.0	231.9	1.9	70.6	1.3
24 (2012)	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	0.5	70.9	0.3
25 (2013)	295.7	-0.7	326.0	-0.9	232.6	-0.2	71.3	0.4
26 (2014)	299.6	1.3	329.6	1.1	238.0	2.3	72.2	0.9
27 (2015)	304.0	1.5	335.1	1.7	242.0	1.7	72.2	0.0
28 (2016)	304.0	0.0	335.2	0.0	244.6	1.1	73.0	0.8
29 (2017)	304.3	0.1	335.5	0.1	246.1	0.6	73.4	0.4
30 (2018)	306.2	0.6	337.6	0.6	247.5	0.6	73.3	-0.1
令和 元 (2019) 年	307.7	0.5	338.0	0.1	251.0	1.4	74.3	1.0
※令和 元 (2019) 年 ³⁾	306.0	...	336.1	...	249.8	...	74.3	...
2 ³⁾ (2020)	307.7	0.6	338.8	0.8	251.8	0.8	74.3	0.0
3 (2021)	307.4	-0.1	337.2	-0.5	253.6	0.7	75.2	0.9
4 (2022)	311.8	1.4	342.0	1.4	258.9	2.1	75.7	0.5
5 (2023)	318.3	2.1	350.9	2.6	262.6	1.4	74.8	-0.9

注： 1) 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所に関する集計は、昭和51年以降行っている。
2) 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
3) 令和2年より有効回答率を考慮した推計方法に変更しているため、令和2年の対前年増減率及び対前年差(ポイント)は、同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。
「※令和元(2019)年³⁾」は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

付表２ 一般労働者の性、雇用形態別賃金及び雇用形態間賃金格差の推移

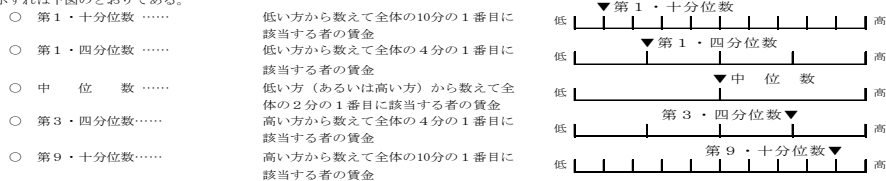
年 ¹⁾²⁾	男女計			男			女		
	正社員・正職員	正社員・正職員以外		正社員・正職員	正社員・正職員以外		正社員・正職員	正社員・正職員以外	
	賃金 (千円)	賃金 (千円)	雇用形態間 賃金格差 【正社員・正職員 ＝100】	賃金 (千円)	賃金 (千円)	雇用形態間 賃金格差 【正社員・正職員 ＝100】	賃金 (千円)	賃金 (千円)	雇用形態間 賃金格差 【正社員・正職員 ＝100】
平成 17 (2005) 年	318.5	191.4	60.1	348.1	221.3	63.6	239.2	168.4	70.4
18 (2006)	318.8	191.0	59.9	348.5	222.8	63.9	240.3	165.4	68.8
19 (2007)	318.2	192.9	60.6	347.5	224.3	64.5	243.3	168.8	69.4
20 (2008)	316.5	194.8	61.5	345.3	224.0	64.9	243.9	170.5	69.9
21 (2009)	310.4	194.6	62.7	337.4	222.0	65.8	244.8	172.1	70.3
22 (2010)	311.5	198.1	63.6	338.5	228.8	67.6	244.0	170.9	70.0
23 (2011)	312.8	195.9	62.6	339.6	222.2	65.4	248.8	172.2	69.2
24 (2012)	317.0	196.4	62.0	343.8	218.4	63.5	252.2	174.8	69.3
25 (2013)	314.7	195.3	62.1	340.4	216.9	63.7	251.8	173.9	69.1
26 (2014)	317.7	200.3	63.0	343.2	222.2	64.7	256.6	179.2	69.8
27 (2015)	321.1	205.1	63.9	348.3	229.1	65.8	259.3	181.0	69.8
28 (2016)	321.7	211.8	65.8	349.0	235.4	67.4	262.0	188.6	72.0
29 (2017)	321.6	210.8	65.5	348.4	234.5	67.3	263.6	189.7	72.0
30 (2018)	323.9	209.4	64.6	351.1	232.5	66.2	265.3	187.9	70.8
令和 元 (2019) 年	325.4	211.2	64.9	351.5	234.8	66.8	269.4	189.1	70.2
*令和 元 (2019) 年 ³⁾	324.1	209.6	64.7	349.6	232.4	66.5	268.7	188.7	70.2
2 ³⁾ (2020)	324.2	214.8	66.3	350.7	240.2	68.5	269.2	193.3	71.8
3 (2021)	323.4	216.7	67.0	348.8	241.3	69.2	270.6	195.4	72.2
4 (2022)	328.0	221.3	67.5	353.6	247.5	70.0	276.4	198.9	72.0
5 (2023)	336.3	226.6	67.4	363.6	255.0	70.1	281.8	203.5	72.2

注： 1) 雇用形態別に関する集計は平成17年以降行っている。
2) 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
3) 令和2年より有効回答率を考慮した推計方法に変更している。
「*令和元(2019)年³⁾」は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

付表３ 一般労働者の賃金階級、性、企業規模別労働者割合

賃 金 階 級	男女計				男				女			
	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 99.9 (千円)	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.2
100.0 ～ 119.9	0.2	0.2	0.2	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.5	0.5	0.3	0.6
120.0 ～ 139.9	0.6	0.6	0.5	0.7	0.3	0.2	0.3	0.4	1.2	1.2	1.0	1.3
140.0 ～ 159.9	2.3	2.2	2.0	2.7	1.2	0.9	1.1	1.6	4.2	4.5	3.4	4.8
160.0 ～ 179.9	5.0	4.4	4.8	5.8	2.8	2.1	2.8	3.7	8.6	8.4	8.1	9.5
180.0 ～ 199.9	7.0	5.8	7.2	8.2	4.6	3.5	4.9	5.5	11.2	9.9	10.8	13.1
200.0 ～ 219.9	8.6	7.3	9.2	9.6	6.5	5.1	7.1	7.4	12.3	11.0	12.4	13.5
220.0 ～ 239.9	9.1	8.0	9.7	9.6	7.5	6.3	7.9	8.3	11.8	10.8	12.6	12.0
240.0 ～ 259.9	9.0	7.8	9.4	9.8	8.1	6.8	8.4	9.3	10.4	9.5	11.0	10.8
260.0 ～ 279.9	8.3	7.5	8.7	8.7	8.0	6.8	8.5	8.7	8.8	8.6	9.2	8.6
280.0 ～ 299.9	7.4	7.2	7.5	7.5	7.7	7.4	7.6	8.1	6.9	6.7	7.4	6.4
300.0 ～ 319.9	6.6	6.5	6.6	6.6	7.1	7.0	7.0	7.5	5.6	5.7	6.0	5.0
320.0 ～ 339.9	5.1	4.9	5.3	5.2	5.9	5.3	6.1	6.4	3.9	4.2	4.1	3.3
340.0 ～ 359.9	4.3	4.2	4.4	4.3	5.0	4.7	5.2	5.3	3.0	3.2	3.1	2.5
360.0 ～ 379.9	3.6	3.7	3.5	3.7	4.4	4.2	4.3	4.7	2.3	2.7	2.2	1.9
380.0 ～ 399.9	3.1	3.4	3.2	2.8	3.9	4.0	4.0	3.7	1.8	2.3	1.8	1.3
400.0 ～ 449.9	6.1	6.9	5.7	5.6	7.8	8.7	7.4	7.4	3.1	3.8	3.0	2.4
450.0 ～ 499.9	4.1	5.1	3.8	3.3	5.6	6.7	5.3	4.6	1.6	2.2	1.4	1.1
500.0 ～ 549.9	2.8	3.6	2.6	2.1	3.9	4.8	3.7	3.0	1.0	1.4	0.9	0.6
550.0 ～ 599.9	1.9	2.6	1.8	1.1	2.6	3.6	2.6	1.5	0.6	0.9	0.5	0.4
600.0 ～ 699.9	2.4	3.9	1.9	1.1	3.4	5.5	2.8	1.6	0.6	1.0	0.5	0.3
700.0 ～ 799.9	1.1	2.1	0.8	0.4	1.6	2.9	1.1	0.6	0.3	0.6	0.2	0.2
800.0 ～ 899.9	0.5	1.0	0.4	0.2	0.7	1.4	0.5	0.2	0.2	0.3	0.1	0.1
900.0 ～ 999.9	0.3	0.5	0.2	0.1	0.4	0.8	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0
1000.0 ～ 1199.9	0.3	0.4	0.3	0.2	0.4	0.6	0.4	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0
1200.0 ～	0.3	0.4	0.3	0.2	0.4	0.5	0.4	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1
平 均 値 (千円)	318.3	346.0	311.4	294.0	350.9	386.7	341.6	319.8	262.6	274.6	262.5	248.4
第1・十分位数 ¹⁾ (千円)	185.6	189.0	187.3	180.9	203.3	213.4	202.1	195.6	170.6	169.7	174.0	167.2
第1・四分位数 ¹⁾ (千円)	222.8	231.8	222.3	214.7	245.2	260.0	241.6	235.6	198.9	200.6	202.4	193.3
中 位 数 ¹⁾ (千円)	279.8	297.3	276.0	266.6	308.5	334.0	302.9	292.1	240.5	246.8	242.5	231.6
第3・四分位数 ¹⁾ (千円)	367.8	409.2	357.4	340.4	410.1	462.1	397.7	371.5	297.3	312.9	296.7	281.6
第9・十分位数 ¹⁾ (千円)	493.4	565.8	474.2	435.7	543.3	626.5	521.9	468.4	374.6	406.2	366.7	346.5
十分位分散係数 ²⁾	0.55	0.63	0.52	0.48	0.55	0.62	0.53	0.47	0.42	0.48	0.40	0.39
四分位分散係数 ²⁾	0.26	0.30	0.24	0.24	0.27	0.30	0.26	0.23	0.20	0.23	0.19	0.19

注： 1) 分位数とは、分布の形を示す値である。具体的には、該当労働者を賃金の低い者から高い者へと一列に並べたとき、以下の説明内容に該当する者の賃金である。
図示すれば下図のとおりである。



2) 分散係数とは、分布の広がり（分散）を示す指標の一つであり、次の算式により計算された数値をいう。一般に、その値が小さいほど分布の広がりの程度が小さいことを示す。

○ 十分位分散係数 = $\frac{\text{第9・十分位数} - \text{第1・十分位数}}{2 \times \text{中位数}}$ ○ 四分位分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数} - \text{第1・四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$

付表4 短時間労働者の1時間当たり賃金階級、性、企業規模別労働者割合

令和5年

1時間当たり 賃金階級	男女計				男				女			
	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 599 (円)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
600 ～ 649	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0
650 ～ 699	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
700 ～ 719	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
720 ～ 739	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
740 ～ 759	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1
760 ～ 779	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
780 ～ 799	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
800 ～ 819	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
820 ～ 839	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
840 ～ 859	0.7	0.3	0.6	1.2	0.7	0.3	0.7	1.2	0.7	0.3	0.6	1.2
860 ～ 879	0.9	0.5	0.8	1.5	0.8	0.5	0.8	1.2	0.9	0.5	0.8	1.6
880 ～ 899	1.3	0.8	1.4	2.0	1.2	0.6	1.3	2.0	1.3	0.8	1.4	2.0
900 ～ 949	7.0	4.7	7.9	9.6	6.0	4.0	6.7	8.9	7.4	5.0	8.3	9.9
950 ～ 999	9.1	7.4	10.1	10.8	7.6	6.0	9.1	9.0	9.7	8.0	10.5	11.5
1,000 ～ 1,049	11.7	10.9	11.9	12.7	10.3	9.3	10.1	12.1	12.3	11.6	12.5	12.9
1,050 ～ 1,099	11.1	11.7	10.6	10.7	9.4	9.5	9.3	9.2	11.8	12.7	11.0	11.3
1,100 ～ 1,149	10.0	11.9	8.9	8.1	8.9	10.0	8.6	7.4	10.4	12.8	9.1	8.4
1,150 ～ 1,199	7.6	8.9	7.5	6.0	6.6	6.7	7.0	5.9	8.1	9.9	7.7	6.0
1,200 ～ 1,299	11.3	13.4	10.3	9.2	12.9	15.8	10.7	10.0	10.7	12.3	10.2	8.9
1,300 ～ 1,399	7.2	8.4	6.5	6.0	8.3	10.4	6.8	6.0	6.7	7.5	6.4	6.0
1,400 ～ 1,499	4.8	6.0	4.0	3.7	6.3	8.8	3.7	4.4	4.2	4.8	4.1	3.5
1,500 ～ 1,599	3.3	3.6	3.3	3.0	3.6	3.9	3.4	3.0	3.2	3.5	3.3	3.0
1,600 ～ 1,799	4.1	4.1	3.9	4.4	4.3	4.7	3.5	4.2	4.1	3.9	4.1	4.4
1,800 ～ 1,999	2.3	1.9	2.6	2.5	2.2	1.7	2.6	2.6	2.3	1.9	2.7	2.5
2,000 ～ 2,199	1.5	1.1	1.5	1.9	1.6	1.2	1.6	2.1	1.4	1.0	1.5	1.9
2,200 ～ 2,399	0.9	0.6	0.9	1.2	1.0	0.6	1.1	1.5	0.9	0.7	0.9	1.1
2,400 ～ 2,599	0.6	0.5	0.8	0.8	0.8	0.5	0.8	1.2	0.6	0.5	0.7	0.7
2,600 ～ 2,799	0.5	0.3	0.6	0.5	0.7	0.4	0.8	1.0	0.4	0.3	0.5	0.4
2,800 ～ 2,999	0.3	0.2	0.4	0.3	0.5	0.3	0.9	0.5	0.2	0.2	0.3	0.3
3,000 ～	3.1	2.3	4.8	2.8	5.8	4.0	9.9	5.4	2.0	1.5	3.0	1.9
平均値 (円)	1,412	1,358	1,526	1,396	1,657	1,516	1,920	1,677	1,312	1,287	1,381	1,291
第1・十分位数 ¹⁾ (円)	946	972	942	923	954	983	948	926	944	968	940	922
第1・四分位数 ¹⁾ (円)	1,023	1,050	1,015	995	1,039	1,069	1,028	1,007	1,018	1,043	1,012	991
中位数 ¹⁾ (円)	1,138	1,158	1,135	1,104	1,183	1,215	1,168	1,137	1,125	1,142	1,124	1,095
第3・四分位数 ¹⁾ (円)	1,350	1,349	1,369	1,338	1,425	1,413	1,484	1,423	1,316	1,309	1,338	1,308
第9・十分位数 ¹⁾ (円)	1,758	1,651	1,930	1,815	2,029	1,743	2,968	2,168	1,693	1,599	1,778	1,738
十分位分散係数 ²⁾	0.36	0.29	0.44	0.40	0.45	0.31	0.86	0.55	0.33	0.28	0.37	0.37
四分位分散係数 ²⁾	0.14	0.13	0.16	0.16	0.16	0.14	0.20	0.18	0.13	0.12	0.15	0.14

注：1) 分位数とは、分布の形を示す値である。具体的には、該当労働者を賃金の低い者から高い者へと一列に並べたとき、以下の説明内容に該当する者の賃金である。

図示すれば下図のとおりである。

○ 第1・十分位数 ……

低い方から数えて全体の10分の1番目に
該当する者の賃金

○ 第1・四分位数 ……

低い方から数えて全体の4分の1番目に
該当する者の賃金

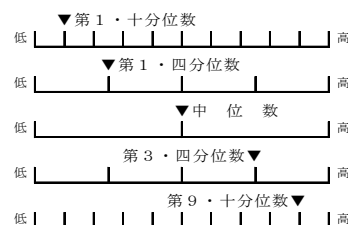
○ 中位数 ……

低い方（あるいは高い方）から数えて全
体の2分の1番目に該当する者の賃金

○ 第3・四分位数 ……

高い方から数えて全体の4分の1番目に
該当する者の賃金

○ 第9・十分位数 ……

高い方から数えて全体の10分の1番目に
該当する者の賃金

2) 分散係数とは、分布の広がり（分散）を示す指標の一つであり、次の算式により計算された数値をいう。一般に、その値が小さいほど分布の広がりの程度が小さいことを示す。

$$\text{十分位分散係数} = \frac{\text{第9・十分位数} - \text{第1・十分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

$$\text{四分位分散係数} = \frac{\text{第3・四分位数} - \text{第1・四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$